

民生福祉常任委員会会議記録

1. 日 時	令和8年2月4日 令和8年2月4日	9時30分開議 15時43分散会
2. 場 所	議員協議会室	
3. 出席議員	稲山悟委員長、岡圭子副委員長、小島政行委員、堀毛宏章委員、降矢杏奈委員、桐村裕一委員	
4. 欠席議員	なし	
5. 会議に付した事件	<p>議案第 7号 丹波篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第 8号 丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第11号 丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例</p>	
6. 議事の経過	<p>稲山委員長 挨拶</p> <p>稲山委員長 会議宣告 9:30 開議</p> <p>日程第1 議案第11号 丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例</p> <p>【消防本部】</p> <p>■ 予防課</p> <p>消防本部より説明</p> <p>【主な質疑応答】</p> <p>小島委員 簡易サウナについて、条例に入れることによって担当課の許可や定期的な点検などが必要になるのかを教えてください。</p> <p>消防本部 点検について、バレルサウナやテントサウナは届出の対象になります。今まではサウナ設備として指導していた分が、簡易サウナ設備に変更になりますので、業務上の負担はそこまで増えません。点検ですけれども、設備については附属する対象物にサウナが付いてきますので、査察等で回った時に不備があればここを改修してくださいという形で指導させていただいている状況になります。</p> <p>小島委員 当然使用する前には届出があると思います。それを1年に1回とか定期的に点検をするのかどうか。簡易サウナはある程度の距離を保つとなっておりますが、一概に距離は何メートルとは決まっていないけれども、点検に回ったときに遮蔽板を設置していれば許可が</p>	

消防本部	<p>でるのかを教えてください。</p> <p>今までの指導につきましては、実際に現地のオーナーのところへ行き、温度を測定して100度未満になるように指導しております。今回の国からの通知により一旦基準ができたということで、それを参考にして業者から出てきた実験結果、またサウナ協会が出しているホームページで確認をして審査をしても良いということが国からの通知で出ておりますので、それを参考に判断できるので少しは効率化したと思います。</p>
小島委員	<p>消防本部としては1年に1回程度、定期的に点検をして回るのかを教えてください。</p>
消防本部	<p>サウナ設備につきましては、宿泊施設や民泊とかに多い設備なので、今のところは年に1回の査察で確認に行けている状況です。</p>
小島委員	<p>年1回という決まりはないということによろしいですか。</p>
消防本部	<p>内規で査察の要綱を作成しております、宿泊施設については1年に1回、回るように査察を組んでおります。</p>
降矢委員	<p>先週、国道176号線沿いの三田付近で、新しい工務店が火事になっておりました。原因は恐らく薪ストーブの火が壁を伝って燃えたのではないかと伺いましたのですけれども、今回は簡易サウナに関してですが、丹波篠山市でも薪ストーブに関しての条例はあるのでしょうか。</p>
消防本部	<p>薪ストーブの設置や使用に関しても、丹波篠山市火災予防条例で位置、構造及び管理について規制を受ける対象です。薪ストーブは、火気使用設備又は火気使用器具等に該当するため、今回の簡易サウナ設備と同様に火災予防上安全な距離等の確保が必要となり、条例等に基づく基準を踏まえ、適切かつ安全な設置指導をすることとなります。</p>
堀毛委員	<p>今回の簡易サウナ設備の定義ですが、定格出力6キロワット以下となっています。サウナ設備については、家庭でそういう設備をされる方もいると思いますし、今回の簡易サウナの新しい規定を設定されたことについて、営業用として設けられる簡易サウナやプールなどにもサウナ設備がありますが、具体的に対象になる簡易サウナ設備はどの範囲のことを言うのでしょうか。家庭用は対象に入らないのか、営業用を対象にするのかなどの基準がありましたら教えてください。</p>
消防本部	<p>簡易サウナ自体は、屋外その他の直接外気に接する場所に設けるサウナのことになります。簡易サウナの種類としては、テントサウナとバレルサウナのみが簡易サウナの設備になります。屋内に設置</p>

	<p>される設備については条例改正で一般サウナ設備になりますので、一般サウナ設備に合うような指導になります。消費熱量がテントサウナとバレルサウナであっても6キロワット以下、薪または電気の熱源でない限りは簡易サウナにはならないということを国でも回答しております。</p>
堀毛委員	<p>通常の家産用サウナは簡易サウナの設備には該当しないということによろしいでしょうか。</p>
消防本部	<p>家産用につきましても一応指導はさせていただきます。簡易サウナ設備を設置した場合には届出があるのですが、個人で使われる場合の届出は必要ないということになります。</p>
堀毛委員	<p>採暖室という名前が表示しているところもあります。サウナは一定の温度が必要だと思のですが、今回は一般サウナという名称変更になりましたけれども、何度以上でサウナと位置づけておられるのか。</p>
消防本部	<p>西紀のスポーツ運動公園にある採暖室は、県の許可はない状況です。消防本部につきましては、サウナ設備で届出をしていただいて指導をしている状況です。温度については蒸気サウナと乾燥サウナがあるので温度での判断はございません。</p>
堀毛委員	<p>西紀運動公園のプールの採暖室はサウナとしての届出が消防本部にあるということで理解しました。</p>
小島委員	<p>説明資料の(4)感震ブレーカーに「普及促進に感震ブレーカーを加えます」とありますが、新規の住宅や既存の住宅への感震ブレーカー設置についての義務はどのようになるのでしょうか。</p>
消防本部	<p>設置義務はございませんので、各自で設置していただくことになると思います。消防本部としては、いまだ感震ブレーカー自体が余り認知されておりませんので、今年度くらいから力を入れて認知できるように広報活動を行っている状況です。</p>
稲山委員長	<p>1点目は簡易サウナ設備について、サウナについては査察をされているということで、市内ではどれくらいの数があるのかをお聞かせください。2点目は、感震ブレーカーも電気工事の方からすると是非設置してほしいと聞くのですが、市内でどれくらいの数設置されているのか、国がどれくらいの率まで上げていこうとしているのか、どれくらいの普及率まで持っていこうとされるのか、国や県の動向も含めて教えてください。</p>
消防本部	<p>サウナの届出につきましては、12施設の届出がございます。今回の簡易サウナなどに該当する施設の届出につきましては2施設で、バレルサウナの2基の届出があり、今相談中のバレルサウナは</p>

2基おられる状況です。感震ブレーカーにつきましては、今まで何基普及しているかというアンケート調査を行ったことが過去にありません。去年の6月からアンケートに感震ブレーカーを知っているか、設置されているかという内容をアンケートに入れまして、12月末までで認知度につきましては約30%の方が知っておられて、設置については約8%しかありません。それを受けて来年度、設定する場合にはアンケート結果を参考にして目標設定を考えている状況です。国からは設定目標等はまだ出てきておりませんので、国の動向を監視しながら進めていきたいと思っています。

稲山委員長

追加で2点質問があります。1点目は消防本部として、簡易サウナ設備が増えてきているという認識で良いのか。2点目は、条例の施行日が3月31日になっている理由を説明願います。

消防本部

まず施行日について、この改正は本来、今年度中に感震ブレーカーと簡易サウナをしたいということで、3月1日に改正の通知があったのですけれども、その後にパブリックコメント等を行いまして時間かかりました。他にも消防機関からも議会が3月にあるということで3月1日には改正が間に合わないということもありまして、総務省の担当者が、今年度中にできるということで3月31日に決定したということを経済省に出向されている消防職員の方から聞いております。正式かどうかは分かりませんが、そういったことで3月31日になったと聞いております。簡易サウナ設備につきましては相談件数が増えてきている感じですが、どこまで増えているのかは分かりません。典型的にはバレルサウナのみで、テントサウナについての相談は今まで全くない状況です。

稲山委員長

12月議会の火災予防条例の改正も今月の広報で掲載しておりますが、市民への周知についてはどのように計画されているのか。

消防本部

議会の審査が通りましたらホームページに条例改正になって簡易サウナが新設されましたということを、事業者に伝えようと考えております。周知した上で、消防本部に相談に来られる工務店等にも紙ベースで配布を考えております。

日程第2 議案第 8号 丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【保健福祉部】

■医療保険課

保健福祉部より説明

【主な質疑応答】

小島委員

令和9年度に、県の水準に合わせていくまでに、基金の繰入れによって、市民への負担を抑えながら徐々に負担していただくとおもうのですけれども、今まではもう少し基金を繰入れて負担を落としていたけれども、徐々に基金を入れる金額が変わり負担も増えてくるという説明が良いのかどうか、市民に分かりやすく、過去と現在と将来という言い方をしてお説明いただければありがたいです。

保健福祉部

国民健康保険の実施主体は県と市町となっていますので、ロードマップにありますように平成9年度に市町標準保険料率、令和12年度に完全統一というところがありますので、そこを見ながら保険料率を上げていかないといけないということで、今までの丹波篠山市でしたら基金を入れて国保税率は低く抑えた形で行っていたのですけれども、県全体として考える形になったので、県全体でどこに行っても保険税率は一緒となるので、その辺りも説明しながら国保税率は上がることを理解を求めていくしか方法はないかなと思っています。令和3年から市町ごとの医療費水準を反映させないこととされ、以前は、医療費が高い市町は国保税も高かったのですが、今後は、多くの医療費がかかった市町でも県内では、国保税率は同じになりますので、その辺りの理解もして頂くしかないかなと思います。

小島委員

市民の方にご理解頂く方法として、令和12年の国保税の完全統一の場合は、今回の改定はこうなりました、令和12年にはこうなりますというような試算はありますか。

保健福祉部

県も試算はしておりません。令和6年度で比較したときは、丹波篠山市より完全統一の税率が少し高く、被保険者数割、世帯数割が高くなる感じになっています。大分近づいてきていますので、今のところ令和12年度に極端に上がることはないと思っています。令和7年度、令和8年度、令和9年度と、県の標準保険料率に近づけておりますので、近づけている分の増加部分と通常医療費で増加した部分のプラスになっておりますので、令和9年度からは県が試算した市町ごとの標準保険料率になりますので、医療費の増減部分のみの上昇率になってくると思っています。診療報酬の改定があって医療費が極端に上がらない場合には、そこまでは上がらないと感じています。今のところ近づいているので負担はそこまで大きくはないと思います。

小島委員

令和12年度に向けて基金の金額は増えてきますか。今程度の金額で抑えられるのかどうかをお聞かせください。

保健福祉部	<p>基金について、今のところ令和9年度以降は税を下げるために入れてはいけないこととなっていますので、今のところ約5億円は残っています。税を引き下げるのではなく、保健事業の事業費として入れて、皆さんが重症化しない形で医療費が上がらない方面に使っていき、全体で見たら国保税が上がらない形で使っていくしかないと考えています。県内各市同じように、令和9年度以降は使えないところがあり、県でも全体的にどのような方向で基金を活用するかは議論になっております。方向性についての結果は出ていないけれども、そちらも各市のいろいろな意見があると思いますので、そちらで県内市町が同じ方向を向いて実施できるように県も進めておりますので、今のところは保健事業に入れて全体額を下げるところしかないかなと思います。</p>
稲山委員長	<p>定期監査の報告の中で、負担は統一になるけれどもサービスの部分で統一化していくのも1つ運営の中にあるので、そういった部分を積極的に県に出してほしいという意見があるけれども、そういったことを出す機会があるのか、出されたことがあるのか。どういったことを出される予定なのか、今の時点で考えている部分があればお聞かせください。また、今までこんなことが出ていますということがあればお聞かせください。</p>
保健福祉部	<p>兵庫県には国保連絡協議会がありまして、そちらで各市町の意見を言う形になっています。給付費の統一も税の統一と合わせて実施しようというところで県でも進めておりますので、そちらで各市町からいろんな意見も出ております。特に丹波篠山市としては関係なかったのですが、精神とかが国保で補助されていることがあったので、そちらは県下統一で辞めました。減免の関係も統一に向けて進めておりますので、退職により所得がなくなったことの軽減措置についても連絡協議会で話をしているところです。小さい市町ですけれども意見を言うようにしているけれども、県全体として考えられるので、本市としてここは絶対譲れないというところは言っていこうとしておりますが、全体で考えるところなので、最終的に県でどのような形になるのかは今協議の段階ですけれども、各市町で言えるところは言っていこうということで進めております。</p>
稲山委員長	<p>数の論理やお金の部分もあるのでどうしてもそういう御意見が強くなると思いますが、都市部と違って農村部独特の形もあると思いますので、そういった場合は兵庫県ではよく五国を使われますので、丹波地域や但馬地域などで総合的な意見ということでまとめて要望していただいたら市民の要望が伝わるとと思います。積極的に言い</p>

くいところもあるのかもしれませんが、市民の皆さんに御理解が今後とも得られるように、積極的に発言をお願いしていただきたいです。また状況についてもこの委員会でも構いませんので、報告頂ければありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

岡副委員長

基金については今後医療費が上がらないように考えていくという回答をされたと思うのですが、これは予防医療に使っていくということによろしいのか。もし具体的に考えておられることがあればお願いします。

保健福祉部

現在も実施しております糖尿性腎症の重症化予防や健診の未受診者対策など、まずは今行っている事業を充実させていきたいと考えています。

日程第1 議案第7号 丹波篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例

【市民生活部】

■中央公民館

市民生活部より説明

【主な質疑応答】

小島委員

照度が低くても良いという話で地域から要望があったのか。また今後この照度によってどのような球技が可能になるのかを教えてください。

市民生活部

地域の要望の内容ですけれども、主に少年野球、ソフトボールを活動されている団体からの要望を起点としながら地元のまちづくり協議会、自治会長から要望頂いたものになります。その中で熱中症対策を軸に日頃の練習環境について、夜間の時間帯拡張を御希望という視点ですので、本件は大会として御利用頂く想定よりかは練習利用に相当する工事規模として予算あるいはスポーツ振興くじを財源としておりますので、補助対象経費の上限を捉えた範囲で予算を積算させていただいて工事实施に至ったものです。概要資料で平均照度300ルクスとしております。これは少年野球に相当する内野からやや外野前方あたりのエリアを被照明面積として算定しております。さらにはその外周にも照射は及びますが、プレーエリアの平均を300ルクスととらえているもので、この300ルクスは軟式野球の施設用具基準で言うところの練習利用に相当するルクスにあたるものです。

小島委員

照度の問題については要望者との理解は頂いているということ

市民生活部	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>例えば照射範囲は全面とした方がプレーの選択肢は広がりますし、さらには高い数値のルクス、ポールが位置が複数に及ぶほうが影の影響を低減しプレーしやすい環境を提案できるものですが、工事実施に当たっては、要望元の皆さんにも一定の御理解を頂きまして、事業を進めさせていただきました。</p>
堀毛委員	<p>夜間の利用想定について、夏場が中心というお話でしたけれども、どのくらいの回数を想定しているのでしょうか。</p>
市民生活部	<p>利用の想定ですけれども、現在近接する味間小学校の運動場に、正式な運動場利用の照明設備ではないものの、ルクスとしては低い照度の照明設備がございまして、サッカーで毎週1回か2回程度の利用もあります。また少年野球の皆さんは毎週活動されていて、それが全て移行するかどうか分かりませんが、夜間のトレーニングということで、週に1、2回の利用を頂けたらと思いますし、より多くのバラエティーに富んだ競技の中で、グラウンド・ゴルフやサッカーなども含めて、利用が運ばうれしいと思いますので、本件審査頂いて決定頂きましたら、積極的に広報を展開して利用を案内していきたいと思っております。</p>
堀毛委員	<p>回数までは想定していないようですが、1つ懸念があります。現在の四季の森グラウンドの貸出しについて、これはグラウンド全体の専用使用が前提でしょうか。複数の団体が同じ時間帯に同時にエリアを分けて使うことはあるのでしょうか。</p>
市民生活部	<p>現行の条例では、四季の森運動公園グラウンドにあつては専用利用のみの御案内となります。スポーツセンターの人工芝グラウンド場合は個人利用という料金体系もございまして、本件の施設にあつては専用利用となります。</p>
堀毛委員	<p>照度の暗いところで他の団体が利用することは考えられないのでしょうか。</p>
市民生活部	<p>1件の申請につき1つの団体が利用されるという意味では、複数の団体が同時に半面ずつ、個人単位の利用者が複数存在されるという申請手続きは想定しておりませんが、体育振興会やスポーツ協会などの団体が総合的に申請されてバラエティーに富んだ活動をされるということはあると思います。</p>
堀毛委員	<p>その場合に懸念されるのが、照度の低いところでプレーされる方が怪我をすると、照度が十分でないために起こったのではないかということになりかねないと思いますが、そのような想定はしておられますか。</p>

市民生活部	<p>当然照度の低いところでの小さなボールの球技などは、視認が難しいエリアも発生することと思います。そちらは事前の申請段階でどのような申請をされるか、あるいはどのような利用を希望されているかに応じて適切にご案内したうえで、利用を御案内できるものであるかを判断したり、条件に応じた利用内容を御検討頂くことになると思います。</p>
堀毛委員	<p>怪我につながらないように、担当課として使用希望の団体に対する周知をお願いします。もう1点、照明設備のランニングコストですが、今田と城東グラウンドとでどこまで電気代の比較ができるのかは分かりませんが、1時間1基あたりの照明が8台です。1基当たりが300円、2基で600円です。午後6時から9時まで使用する場合は3時間で1,800円ということになります。これは必要な電気代と比べてコスト面の検討はされたことがありますか。</p>
市民生活部	<p>使用料の設定に当たっては、当然コストも含めて検討しておりますが、城東グラウンドが500円、今田グラウンドが500円であることに対して、照射範囲や明るさというサービスのレベルに対しての料金設定で御提案させていただいた300円という金額設定になります。コストにあっては城東と今田のグラウンド、西紀中学校にナイター照明がございしますが、全て水銀灯の照明設備で現状御利用頂いている施設になりまして、電力契約が高圧契約になります。本件はLEDの機器を整備したことに伴って、高圧機器ではなく低圧の電力契約になりますので、決定的にその時点でランニングコスト、電気代という意味では低減を図れる施設整備になっております。サービスレベルという意味で300円の御案内をさせていただけたらと思います。</p>
稲山委員長	<p>追加資料の図面について、照度の行き届く範囲を超えてしまうと、真っ暗の中を子どもたちがボール取りに行くという危険性も出てくると思います。照度の行き届く範囲についてイメージ的なものをまずは教えてください。</p>
市民生活部	<p>照射範囲を放射状に表現しておりまして、1番外側のラインが30ルクスの照度ラインになります。もう1本内側のラインが50ルクスのラインに当たります。図面でいうと左端を起点にバックネットがございまして、一塁側、三塁側に40数メートルずつあります。扇形で直線距離が地点によって様々ですが、40数メートルのピッチで延長を取ったものの頂点、この50と30としているセンターライン側のラインに直線の頂点を表現しておりますけれども、ここが図面でいう最小照度48ルクスと記載している地点にな</p>

稲山委員長

ります。野球で例えると外野エリアに相当する地点になります。

実際に現場も見てみないと分からないと思いますし、子どもたちが練習する中で課題も出てくると思います。怪我や事故が起こった場合の対応についても難しいところがありますので、実際利用者の方の意見等も聞きながら柔軟に対応していただき、事故が起こらない対応をお願いしたいと思います。また、質問になりますが、1点目は鉄塔に照明が付いているということですが、鉄塔はどのくらいの高さなのか、またソフトボール等で使用されたときに鉄塔に当たって照明を潰してしまう危険性はないのかをお聞かせください。2点目は意見になりますが、四季の森運動公園グラウンドは目立つ場所でもありますので、これからかかってくる費用を考えますと、ネーミングライツのような広告等を活用して幾らか収入源に出来れば、照明をもっと増やしてほしいという要望が出たときにも、そこから費用が幾らか出せば良いと思います。先ほどの質問の鉄塔の高さ、練習によって潰れる心配はないのか、潰れたときにすぐ対応できるのかをお聞かせください。

市民生活部

コンクリート柱になりまして、全体は14メートル規模の高さになります。13.5メートルの位置に照明器具の中央を備えますので、13メートルから14メートルの範囲に照明器具が存在しています。設計段階からスポーツ施設整備の関係の方などにも確認しながら、他施設同程度の高さで整備されているポールになりますので、ファールボールが飛んでもダイレクトに当たることは乏しいと考えています。防球フェンスについても、それよりも低い位置のフェンスが外周エリアついていきますので、それを越えた実績もないということです。現時点で安全性について危惧するものはないと考えております。2点目のネーミングライツにつきましては、他の公共施設もありますので、総合的に財源確保の視点で今後検討課題として御提案頂いたということで承ります。

稲山委員長

利用状況についてはグラウンドゴルフ、ソフトボール、少年野球、サッカー等が挙げられていますが、照明のところはバックネットがあつてマウンドが幾らか上がっていると思います。照明の部分については普段利用されている全ての方が利用できるのかどうかをお聞かせください。

市民生活部

グラウンド・ゴルフは主に駐車場に近いエリアからホールを設営されてコースをとられることが多いので、よほど多数の利用でない限りは日頃使いとして、遠い側でグラウンド・ゴルフを利用頂いています。グラウンドの形状上直角で、ホームベース、バックネット

などの野球やソフトボールの利用を考えたときには、このポジションが適地であったものです。駐車場からはやや徒歩で移動頂く距離感にはなりますけども御容赦頂ければと思います。マウンドには高低差はございませんので、フラットなスペースで多目的性に富んだ利用を想定しております。

議案第 8 号 丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

— 意見なし —

議案第 11 号 丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例

— 意見なし —

日程第 3 討論・表決

議案第 8 号 丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

— 討論なし —

— 全員賛成、可決 —

議案第 11 号 丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例

— 討論なし —

— 全員賛成、可決 —

稲山委員長 以上で、本日の審査はすべて終了しました。議案審査に係る審査報告については、一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

稲山委員長 異議なしと認めます。それでは、本日の執行部との質疑応答及び意向確認をふまえたかたちで、審査報告を行いたいと思います。

岡副委員長 挨拶

15:40 散会